

千葉県副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内中小企業等における副業・兼業人材を活用した経営課題の解決を促進するため、県内中小企業等が、県が設置する「千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点」(以下「拠点」という。)による支援を通じて初めて採用した副業・兼業人材に係る紹介手数料、報酬、旅費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項の規定による中小企業者
- 二 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第二に該当する法人(一般財団法人及び一般社団法人においては、非営利型法人に該当しないものを含む。以下同じ。)
- 三 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき設立された農事組合法人
- 四 労働者協同組合法(令和2年法律第78号)に基づき設立された労働者協同組合
- 五 会社若しくは個人又は法人税法別表第二に該当する法人、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であって、次のいずれかを満たす者(前号までに該当する者を除く。)
 - イ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人であること。
 - ロ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数(常勤)が2,000人以下であること。
- 六 中小企業等経営強化法第2条第5項に規定する者のうち、次のいずれかに該当する者
 - イ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、常時300人(卸売業を主たる事業とする事業者については、400人)以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものである者
 - ロ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会
その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものである者
 - ハ 酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会
その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、常時300人(酒類卸売業者については、400人)以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものである者

ニ 内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものである者

ホ 技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が次のいずれかに該当する者

(イ) 中小企業等経営強化法第2条第5項第1号から第4号に規定する者

(ロ) 企業組合、協同組合

2 この要綱において「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

二 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等

三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

四 発行済株式の総数又は出資価格の総額を前3号に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等

五 第1号から第3号に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者等

3 この要綱において「副業・兼業人材」とは、中小企業等の経営課題の解決に資する専門的知識・技術を有する人材で、業務委託契約等に基づきその業務に従事する者とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、拠点による支援を通じて初めて副業・兼業人材を採用する者で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

一 千葉県内に補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する事業所等を有する中小企業等（みなし大企業を除く。以下同じ。）であること。

二 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。

三 事業を営むに当たって関連する法令、条例等を遵守していること。

四 宗教上の組織又は団体でないこと。

五 政治団体又は政治的な活動を目的とする団体でないこと。

(補助事業、補助対象経費等)

第4条 補助事業は、別表1に定める副業・兼業人材の採用とする。

2 補助事業の開始日は、副業・兼業人材に係る業務委託契約等の契約日とし、補助事業の完了日は、副業・兼業人材の就業開始日から起算して1か月を経過し、かつ、次項に定める補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の支払いが全て完了した日とする。

3 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表2の

とおりとする。ただし、証拠資料等により、支払金額等が確認できる経費に限る。

4 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 補助を受けることができる回数は、会計年度（県の会計年度をいう。以下同じ。）を問わず1回とする。

6 前5項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、原則として補助事業の開始日までに、交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の規定による交付申請について適当と認めるときは、規則第4条の規定により交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

（交付決定前の事業着手）

第6条の2 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定前に、補助事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ知事に対し、その理由を記載した交付決定前着手申請書（別記第1号の2様式）に必要な書類を添付して提出し、その承認を受けて着手するこ

とができるものとする。

- 2 交付決定前着手申請書の提出を受けた知事は、速やかに承認の可否を判断し、申請者に通知するものとする。
- 3 なお、当該申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で補助事業等に着手するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合には、変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 四 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 補助対象経費の減額が20%以内である変更
 - 二 補助事業の趣旨に反しない事業計画の細部の変更

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により、補助事業の実績の報告をしようとするときは、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は交付決定した会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定により実績報告のあった補助事業について適当と認めるときは、規則第14条の規定により補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(紹介手数料等の返還に伴う補助金の返還)

- 第11条 補助金の交付を受けた後に、紹介手数料等の返還を受けた場合は、速やかに補助対象経費返還報告書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告を受けた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第6項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(証拠書類の保管)

第13条 補助事業を行う者は、補助事業に係る収支の事実、補助の対象となる副業・兼業人材の採用及び就業状況等を明らかにする証拠書類を適切に整備し、当該補助金の交付決定日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(証拠書類の調査等)

第14条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業を行う者に対し報告を求め、又は前条の規定による証拠書類を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1（第 4 条第 1 項）

補助事業	条件
副業・兼業人材の採用 （右欄に掲げる条件 を全て満たす場合に 限る）	イ 拠点の支援を受け、かつ、拠点に登録された民間人材ビジネス事業者から紹介された副業・兼業人材を採用し、当該事業者に対して紹介手数料を支払うこと。 ロ 副業・兼業人材に報酬、旅費を支払うこと（旅費については発生した場合に限る。） ハ 副業・兼業人材を採用する目的が、副業・兼業人材の専門的知識や技術を活用した経営課題の解決であること。 ニ 副業・兼業人材と締結する業務委託契約等の契約日が補助事業を実施する会計年度の交付決定日（交付決定前着手の承認を受けている場合はその承認日）から 1 月末日までの間であり、かつ、1 か月以上 5 か月以内の就業期間があること。 ホ 副業・兼業人材が、補助事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等）の 3 親等以内の親族でないこと。 ヘ 補助対象経費全ての支払いが、補助事業を実施する会計年度の 2 月末日までに完了すること。

別表 2（第 4 条第 3 項）

補助対象経費	補助率	補助上限額
中小企業等が補助事業を実施するに当たり支払う以下の費用（消費税額及び地方消費税額を除く。） 1 民間人材ビジネス事業者を支払う紹介手数料 2 副業・兼業人材に支払う報酬 3 副業・兼業人材に支払う旅費（交通費及び宿泊費） なお、職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 29 年 1 月 16 日条例第 7 号）に基づき算出した額又は実費のいずれか低い額とする。	8/10 以内	50 万円

別記